

別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」

提供先※		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	全国健康保険協会	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって情報提供主務省令第4条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下この条において「医療保険給付関係情報」という。）であって情報提供主務省令第4条で定めるもの
2	健康保険組合	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって情報提供主務省令第5条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第5条で定めるもの
3	全国健康保険協会	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第6項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって情報提供主務省令第8条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第8条で定めるもの
4	都道府県知事	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって情報提供主務省令第15条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第15条で定めるもの
5	都道府県知事等	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第20の2項	児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務であって情報提供主務省令第22条の2で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって情報提供主務省令第22条の2で定めるもの
6	市町村長	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第27項	予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって情報提供主務省令第29条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって情報提供主務省令第29条で定めるもの
7	都道府県知事等	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第42項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって情報提供主務省令第44条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第44条で定めるもの
8	市町村長	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって情報提供主務省令第50条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第50条で定めるもの
9	法務大臣	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第55の2項	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって情報提供主務省令第57条の2で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第57条の2で定めるもの
10	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第56項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって情報提供主務省令第58条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第58条で定めるもの
11	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって情報提供主務省令第67条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第67条で定めるもの
12	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって情報提供主務省令第71条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第71条で定めるもの
13	都道府県知事等	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって情報提供主務省令第83条で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって情報提供主務省令第83条で定めるもの
14	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって情報提供主務省令第85条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第85条で定めるもの
15	市町村長	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって情報提供主務省令第89条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第89条で定めるもの
16	市町村長	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第95の2項	母子保健法による養育医療の給付の支給に関する事務であって情報提供主務省令第97条の2で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって情報提供主務省令第97条の2で定めるもの

17	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第115項	高齢者の医療の確保に関する法律による 後期高齢者医療給付の支給又は保険料の 徴収に関する事務であって情報提供主務 省令第117条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第117 条で定めるもの
18	都道府県知事等	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第125項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律による 支援給付等の支給に関する事務であって 情報提供主務省令第127条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第127 条で定めるもの
19	市町村長	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第131項	介護保険法による保険給付の支給又は地 域支援事業の実施に関する事務であって 情報提供主務省令第133条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第133 条で定めるもの
20	独立行政法人日本学 生支援機構	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第141項	独立行政法人日本学生支援機構法による 学資の貸与及び支給に関する事務であ って情報提供主務省令第143条で定める もの	医療保険各法その他の法令による医療に 関する給付の支給に関する情報であ って情報提供主務省令第143条で 定めるもの
21	都道府県知事	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第158項	難病の患者に対する医療等に関する法律 による特定医療費の支給に関する事務 であって情報提供主務省令第160条で 定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第160 条で定めるもの
22	都道府県知事等	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第161項	昭和二十九年社発第三百八十二号通知 に基づく外国人であって生活に困窮す る者に係る保護の決定及び実施又は徴 収金の徴収（以下この欄において「生 活保護関係事務」という。）の取扱い に準じた生活保護関係事務に関する事 務であって情報提供主務省令第163条 で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第163 条で定めるもの
23	都道府県知事	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第164項	「特定感染症検査等事業について」（平 成十四年三月二十七日付け健発第〇三 二七〇一〇号厚生労働省健康局長通知） の特定感染症検査等事業実施要綱に基 づくウイルス性肝炎患者等の重症化予 防推進事業に係る陽性者フォローアップ 事業の実施に関する事務であって情報 提供主務省令第166条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保 に関する法律による医療に関する給付 の支給に関する情報であって情報提供 主務省令第166条で定めるもの
24	都道府県知事	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第165項	「感染症対策特別促進事業について」（ 平成二十年三月三十一日付け健発第〇 三三〇〇一〇号厚生労働省健康局長通 知）の肝炎治療特別促進事業実施要 綱に基づく肝炎治療特別促進事業の 実施に関する事務であって情報提供主 務省令第167条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保 に関する法律による医療に関する給付 の支給に関する情報であって情報提供 主務省令第167条で定めるもの
25	都道府県知事	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事 業について」（平成三十年六月二十七日 付け健発〇六二七第一号厚生労働省健 康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治 療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん ・重度肝硬変治療研究促進事業の実 施に関する事務であって情報提供主務 省令第168条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保 に関する法律による医療に関する給付 の支給に関する情報であって情報提供 主務省令第168条で定めるもの
26	都道府県知事	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第173項	「特定疾患治療研究事業について」（昭 和四十八年四月十七日付け衛発第二四 四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の 特定疾患治療研究事業実施要綱に基 づく特定疾患治療研究事業の実施に 関する事務であって情報提供主務省令 第175条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第175 条で定めるもの
27	都道府県知事	番号法第19条第8号 情報提供主務省令別 表 第173の2項	「先天性血液凝固因子障害等治療研究 事業について」（平成元年七月二十四日 付け健医発第八百九十六号厚生省保健 医療局長通知）の先天性血液凝固因子 障害等治療研究事業実施要綱に基 づく先天性血液凝固因子障害等治療 研究事業の実施に関する事務であ って情報提供主務省令第175条の2で 定めるもの	医療保険給付関係情報であって情報提供主務省令第175 条の2で定めるもの

※当組合は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、支払基金に情報ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。
情報ネットワークシステムを通じて取得した情報を短期給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。